## 介護職員処遇改善実績報告書(平成30年度)

都道府県知事 市町村長

殿

事業所等情報 別紙一覧表による

介護保険事業所番号	0	8	7	0	1	0	1	3	2	(
	0	ľ	١.	"	-	"	+	0	-	١`

事業者・開設者	フリガナ	カブシキガイシャユリカゴ						
尹未石 所以石	名 称	株式会社ゆりかご						
ナたて東致託の	₹311-4206	3						
主たる事務所の所在地	茨城県水戸	市飯富町 3467-1						
別土地	電話番号	029-229-7562	FAX 番号	029-229-70	092			
東米正体の夕む	フリガナ	ユリカゴカイゴサービス		提供する	訪問介護			
事業所等の名称	名 称	ゆりかご介護サービス		サービス				
	〒311-4206							
事業所の所在地	茨城県水戸市飯富町 3467-1							
	電話番号	029-229-7562	FAX 番号	029-229-70	092			
※事業所等情報については、複数の事業所ごとに一括して提出する場合は「別紙一覧表による」と記載すること。								

(1)	算定した加算の区分	介誰臨	員処遇改善加算(	І п	III	IV	V )
2	賃金改善実施期間	平成 30 年 6 月 ~ 令和 1 年 5 月					
3	平成30年度分介護職員処遇改善加算総額	1 /// 3 3 1	0 74	•			20, 932, 907 円
4	賃金改善所要額 (i - ii)						24, 179, 743 円
	i) 加算の算定により賃金改善を行った賃金の総	額					92, 313, 619 円
	ii) 初めて加算を取得した月の前年度の賃金の総	額					68, 133, 876 円
加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する場合							
5	平成 年度分介護職員処遇改善加算総額 (加算(I)による算定額から加算(II)による算 定額を差し引いた額)						円
6	賃金改善所要額(iii – iv)						円
	iii) 加算(I)の算定により賃金改善を行った賃金	の総額					円
	iv) 初めて加算 (I) を取得する月の前年度の賃	金の総額					円
7	賃金改善を行った賃金項目及び方法(賃金改善を 行う賃金項目(賃金改善を行う賃金項目(増額若 しくは新設した給与の項目の種類(基本給、手当、 賞与等)等)、賃金改善の実施時期や対象職員、 一人当たりの平均賃金改善額について、可能な限 り具体的に記載すること。)						

- ※ 介護職員処遇改善計画書において加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算している場合は、介護職員処遇改善実績報告書において も加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算すること。
- ※ 加算(I)の上乗せ相当分を用いて計算する際は、③及び④の代わりに⑤及び⑥を使用する。
- ④ i) 及び⑥iii) については、積算の根拠となる資料を添付すること。(任意の様式で可。) ④又は⑥については、法定福利費等の賃金改善に伴う増加分も含むことができる。
- ④が③以上又は⑥が⑤以上でなければならないこと
- ④ii)、⑥iv) の計算に際しては、賃金改善実施期間の職員の人数と合わせた上で算出すること。すなわち、比較時点から賃金改善 実施期間の始点までに職員が増加した場合、当該職員と同等の勤続年数の職員が比較時点にもいたと仮定して、賃金総額に上乗せす る必要があることに留意すること。
- ※ 複数の介護サービス事業所等について一括して提出する場合、以下の添付書類についても作成すること。
  - ・添付書類1:都道府県等の圏域内の、当該計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業所等の一覧表(指定権者毎)
  - ・添付書類2:各都道府県内の指定権者(当該都道府県を含む。)の一覧表(都道府県毎)
  - ・添付書類3:計画書に記載された計画の対象となる介護サービス事業者等に係る都道府県の一覧表
- ※ 虚偽の記載や、介護職員処遇改善加算の請求に関して不正を行った場合には、支払われた介護給付費の返還を求められることや 介護事業者の指定が取り消される場合があるので留意すること。

上記について相違ないことを証明いたします。						
令和1年7月26日	(法 人 名) 株式会社ゆりかご					
	(代表者名)代表取締役 脇 健仁 印					